

運営補助金 保育支援者補助費について

1. 事業内容

保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対し、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材の配置及び散歩等の児童の園外活動児の見守り等に要する費用の一部を補助する。

2. 対象者となる施設または事業者

- (1) 幼保連携型認定こども園
- (2) 幼稚園型認定こども園
- (3) 保育所型認定こども園
- (4) 保育所

3. 補助要件

○保育士資格等を有しない無資格の保育支援者が以下のいずれか、もしくは複数の業務に従事することで、保育体制を強化し、保育教諭等の働きやすい環境を整えていること。

- ① 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ② 給食の配膳・あとかたづけ
- ③ 寝具の用意・あとかたづけ
- ④ その他、保育教諭等の負担軽減に資する業務（園外活動時の見守りも含む）

また、補助対象者は以下の内容について記載した実施計画書を提出するものとする。

- ・本事業による保育支援者の業務、保育士の業務負担が軽減される内容

4. 補助金額

2・3号認定こどもの利用定員ごとに定める保育補助者の数を上限に、

1人当たり月額100,000円（上限※）を補助するもの。

2・3号認定子ども利用定員	保育補助者の数
59人以下	0.5人
60人以上	1人

5. 保育支援者補助費に係る業務等を業務委託により実施する場合

- ・当該委託業務が補助要件を満たし、保育教諭等の負担軽減に資する業務であること。
- ・委託業者との契約書では、人件費とその他消耗品等が明確に分類されていること。
（本補助項目は、加配に対する人件費を補助するものであるため、実績報告の際は、必ず人件費のみを計上すること）
- ・本補助項目の業務等に関わる委託先職員の月勤務時間を確認できるように、各施設において記録を残しておくこと。

6. スポット支援員補助費を取得する場合

スポット支援員補助費に充当している職員とは別の職員を充当していただきますようお願いいたします。